

平成19年（行ウ）第648号 開発許可処分差止等請求事件

平成20年（行ウ）第105号、118号 訴えの追加的併合申立事件

原告 橘 充 自 ほか

被告 渋谷区、東京都

第 3 5 準 備 書 面

2011年3月25日

東京地方裁判所民事第38部A1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 斉 藤 驍

はじめに——甲第178号証（鑑定書）の意義

羽澤ガーデンは我が国の近現代史における歴史と文化の際立つ象徴であり、さらには江戸文化に連なるかけがえのない文化財であり、同時に、都心においてほとんど喪失した低層住宅地のみどりの景観である。

このようなところを取り潰してマンション開発をすることが私有地であることの故をもって許されるのかということが、我々の法理の出発点であり、羽澤ガーデンの現場検証に係る鑑定書（甲第178号証、以下「鑑定書」という）で羽澤ガーデンの文化的価値が国の重要文化財、特別名勝であるとされ、樹林地（自然地）が敷地の過半を占めるとされたことにより、その正しさが確認されたというべきであろう。

鑑定の意義はかくも大きいですが、詳細は後述するとして、ここに至った経緯を簡単に整理してみよう。

1. 政権交代と文部科学大臣との会見

羽澤ガーデンはGHQ要人の妻女のための日本文化カルチャーセンターであったこともあり、料亭の当初から外国人の客が多かったばかりでなく、歴代

総理大臣等の政治家、官・財界人から文化人、芸術家、さらには近隣住民と、訪れた人のすそ野は広い。このため、羽澤ガーデンが喪われることを惜しみ、開発から守り保存を目指して、文化人、芸術家を含む幅広い人々によって「羽澤ガーデンの文化財と景観を守る会」（略称守る会、総務理事栗山尚一元駐米大使）が本件提訴の約1年後の平成20年（2008年）10月14日に結成され、原告らと協力しつつ活発な活動を開始した。

平成21年（2009年）9月、自民党から民主党への「政権交代」が実現した。自民党政権の歴史的終焉に国民が期待と注視の目を向けたのも当然である。環境や文化をめぐる政策、政治姿勢も当然変わることが期待された。これを受けて、守る会は、同年10月21日、直ちに川端達夫文部科学大臣（当時）と会見し、羽澤ガーデンを国の重要文化財等に指定するよう求めた。川端大臣は、「羽澤ガーデンの文化的価値は充分評価出来るので、前向きに対処したい」と述べた。しかし、所有者側（日山、三菱地所）のみならず、渋谷区の樹林指定の理由なき解除、東京都の自然保護条例による規制の恣意的放置等々によりこの開発の便宜を図ってきた官側の隠然・公然たる抵抗がなされ、大臣の現地視察もなされないままに日時を費やした。

そこで守る会は、所有者側に対し、直接羽澤ガーデンの「公開」を求めるとともに、開発許可権限を有する渋谷区長に面会し、所有者側に対し、公開するよう指導することを求めた。平成22年2月5日のことである。区長は、料亭時代の文化的価値は評価しながら、平成12年レストラン風に内装を変えたためにあたかも文化財としての価値は喪われたかのように発言し、会の専門家からそのレベルのことはすぐ復原出来るとたしなめられ、公開要求を所有者側に伝えることを約束せざるを得なかった。しかしその約束は果たされなかった。

原告団、守る会の活動は、鞆の浦を守っている人々や街並み保存・文化財保存のために活動している人々等を軸として、全国的に広がっていった。このこともあり、所有者側は「計画を変更」する等として開発事前相談を繰り返したものの、開発許可申請をすることは出来なかった。民主党新政権は、国民の期待に具体的に応えられず、官の勢力が全体として巻き返しに転じ、鳩山総理は辞任、菅直人が新総理となった。

2. かかる変化を予測して、我々は昨年（2010年）4月以降、検証による手続で現場を公開させるよう、裁判所に対して本格的に求め始めた。いうまでもなく、現場を見ることが羽澤ガーデンの価値やみどりの意義を知るうえで最良の方法だからである。裁判所による現場検証は、大臣の行政視察よりはるかに重いものであることはいうまでもない。行政が低迷している時、司法がこれをおさえ、民主主義の基本を維持することは、民主制国家の歴史的経験であり、我が国にも先例は少なくない。かかる視点で我々は検証を求めた。準備に数ヶ月を要したが、遂に昨年（2010年）11月22日、検証が実施されるに至った。

本件のようなみどりと文化の領域で現場検証がなされたのは初めてである。専門家の立会等が実現していれば、さらに充実したものになったであろうが、そうでなくとも現場検証を行い、検証調書を記録に残すとともに、裁判所及び当事者が現場を見たことの意義は測り知れない。鑑定書は、まさにこの検証がなければ成立し得ないものであったからである。裁判官や当事者の鮮烈な記憶は、検証調書に刻まれているだけではない。立ち会った全ての人々に生きている。これが鑑定に息づいているのである。

3. 鑑定書の意義

鑑定書は、前述したとおりの歴史的検証を基礎としながら、本件の最も大切な争点である羽澤ガーデンの文化的価値の存否と態様、東京都自然保護条例第47条1項の「自然地」の存否、態様、その範囲に直接応えている点において、本件を正視しようとする者にとって欠かすことの出来ない重大な意義を持っている。

まず、羽澤ガーデンの文化的価値の存否、態様に入ろう。この部分に鑑定書が主力を注いでいることは事柄の性質上当然のことである。「自然地」の存在については、専門的判断・手法が比較的単純であり、検証前において、既に大部分が本件に提出された証拠により確認されていたうえ、専門的考察を行うに必要な資料も、検証調書等に加えて明確なものが存在していたからである。

文化的価値の存否、態様について、鑑定書自体が鑑定手法、羽澤ガーデン（旧中村是公邸）の歴史と都市の文脈におけるその位置から、一体として存在する

建物・庭園の現況を、中村是公の時期及び料亭時代の資料を総合的に比較検討したうえで、さらに分かりやすくこれらをシンボリックに表現した写真と、これに相当する検証調書の現場写真を対比するという、視覚に留意した、重要文化財等にふさわしい全面的・総合的な評価を行い、羽澤ガーデンが国の重要文化財であり特別名勝に充分相当するという結論を導いている。その論旨は明確であり、その文化的格調は秀抜である。鑑定書自身はその動かし難さを示している。従って、鑑定書をよく読むことこそが本筋である。本書は、鑑定書の理解の一助となることを目指すことにしている。

4. 鑑定委員長前野ら専門委員の主な経歴と業績

(1) 委員長前野について

前野まさるは、その経歴書（甲178の2のイ、以下「経歴書」という）を一読すれば直ちに分かることであるが、彼の学問の底の深さと広さは、日本のみならず中国、朝鮮半島、そして欧米、ラテンアメリカ、中近東、中央アジア、アフリカと、ほとんど世界全域に及んでいることでも、充分読みとれる。単なる机上の学問ではなく、生身の行動を通じて世界を認識しようとする真摯な姿勢がそこにはある。理論と実践の統一こそ生きた本当の学問だと昔から言われているが、これを体現する学者は極めて少ない。この意味で、まさに前野は建築学のみならずあらゆる学問領域において巨大な存在であると言わざるを得ない。日本の各種文化財の発掘、保存、活用から世界遺産のそれに及ぶ力量は、このような学問に対する姿勢と彼の並々ならぬ能力から生じているのである。

彼の学問の足跡の代表的なものを具体的に指摘する。

前野は、1932年5月21日、中国東北部長春に生まれた。父は「満鉄病院」の医師であった。1937年以降、日中戦争のさなか、ハイラル（内モンゴル）、大石橋（遼東半島）、羅津（北朝鮮）、さらに瀋陽に移り、敗戦を迎えた。この生い立ちは、本件鑑定において重要な意味を持つが、これは後述する。

1948年、岡山県児島市へ引き揚げ、県立児島高等学校を卒業後、東京芸術大学芸術学部建築科へ入学し、1959年3月卒業した。同年4月、東

京大学大学院数物系研究科修士課程建築学専攻入学、61年同課程修了、工学修士となり、さらに博士課程に進学した。この大学院時代に、村松貞次郎の師にあたる建築史の大家・関野学、丹下健三らから学んだが、1963年10月、東京芸大より常勤助手の話があり、博士課程を中退して東京芸大に戻った。その後、1973年助教授となり、同年10月、在外研究員としてイギリス、ドイツ、オーストリア、イタリア、アメリカに計約1年間出張、写真測量の手法等も研究し、体得した。もともと、写真映像に対する技量に関心があったため、写真測量の意義と手法の理解は早く、国の機関を除いては写真測量がなされていなかったため、帰国後間もなく写真測量の出来る機械を導入し、東京芸大に写真センターをつくることを提言した。この提言は大学の受けいれるところとなり、東京芸大美術学部附属写真センターが設立され、1975年4月、前野はそのセンター長を兼任することになった。写真測量は色々なところでなされたが、最高裁判所の煉瓦造の旧庁舎が含まれていることは、充分記憶されるべきことである。

前野の写真と映像に対する認識と技術は、この時すでに卓越したものと評価されていたことがよく分かる。

また、鑑定書において、検証調書の写真と比較検討出来るもの等の写真が多用されているが、これは前野らの学問的力量と技術で選び抜かれたものであることにも充分留意すべきである。

前野が東大の大学院において建築史を学んだことはいままでのないが、修士課程2年目の1960年に、早くも「函館における明治初期煉瓦造建築について」という論文を日本建築学会大会に寄せている。これが後に東京芸大の煉瓦塀保存、奏楽堂保存、さらには文化財全般、街並み保存の研究と実践につながっていくことになることは、前野の経歴書をきちんと読めば充分分かることである。

大事なことは、この文化財保存の思想と学問の理念が、学生の時から胚胎し、かつ、学者になってから一貫して持続していることにある。前野の存在は、東京芸大全体の注目するところとなり、特に文化財については傑出しているとの評価を受け、1995年4月、東京芸大文化財保存学建造物教授を兼任することになり、これは定年退職する2000年3月末まで続いた。

定年後、国際的にはイコモスの国内委員会委員長として、国内においては全国街並み保存連盟理事長として、さらに東京駅丸の内駅舎の保存・重要文化財指定の実現、自由学園明日館の保存・重要文化財指定の実現、広島県鞆の浦を世界遺産とするための行動等、文化財と街並みの保存・活用を目指して行動する学者として、今もめざましい活動を見せていることが、経歴書とりわけ市民運動等が記された部分を読めば、充分に分かるであろう。

なお最後に、鑑定のテーマの中心のひとつが、羽澤ガーデンの施主である中村是公であることはいうまでもない。中村是公が、台湾、満州という中国の要所に対する植民地統治の基礎を後藤新平らと共に築きながら、他方芸術家である夏目漱石の無二の親友であるという、歴史的にも文化的にも独特な人物であるから、是公の評価を出来るだけ正確にする必要がある。そのためには、満州における満鉄や日中戦争の問題、より端的にいえばその侵略性、犯罪性についても十分な目配りをしなければならない。

前野は、満州で生まれ、日中戦争が本格化した1937年から1945年8月の敗戦、さらには1948年引き揚げまでの間、すなわち5歳から15歳までの感受性の高い時期に満州およびその周辺で過ごしていた。日本の侵略と敗戦が少年にもたらした苦痛は、言葉に尽くせないものがある。

鑑定書は、このような認識を踏まえて、中村是公の歴史的文化的位置を評価していることに思いを致して欲しい。

(2) その他の委員について

その他の委員の経歴と業績は、甲第178号証の2のロ～同ヌの経歴書のとおりであり、いずれも秀抜なものであり、かつ、72歳の西和夫から50歳の後藤治まで、年代層の幅も厚く、世代間の偏りのないものであり、本件鑑定をするにふさわしい得難い人々である。この人々が前野を支える一方、前野が委員をとりまとめて鑑定作業を完成させたのであるから、前述したように、揺るぎのない鑑定となったのである。

西和夫について若干指摘する。西は、現在神奈川大学工学系研究科客員教授である。建築史、文化財の卓越した専門家としてつとによく知られた存在である。1962年早稲田大学理工学部建築科を卒業、1967年東京工業大学大学院工学研究科建築学を終了し、工学博士(建築史、意匠)となった。

この分野で1983年日本建築学会賞を受賞し、さらに1993年小泉八雲賞を受賞している。日本建築学会、建築史学界の有数の人物であるばかりでなく、茶の湯文化学会、美術史学会、民具学会等でも著名な存在である。国の文化審議会の文化財分科会委員、東京都文化審議会副会長等の歴史と文化に関する要職を歴任している。特に、羽澤ガーデンとの係わりにおいては、文化庁が始めた近代和風建築調査の東京における調査委員会委員長として、平成18年から平成20年までの調査を行い、報告書のなかで渋谷区に存在する近代和風建築の代表的なものとして羽澤ガーデンを報告している。その卓抜した学識と能力、経歴の点からも、また羽澤ガーデンを承知している点においても、かけがえのない専門家であり、鑑定において前野を大きく支える役割を果たしているのである。

5. 結び——鑑定書の核心

(1) 中村是公

羽澤ガーデンは、中村是公が施主として作った屋敷、邸宅であるから、中村是公の歴史的・文化的意義の評価が出発点となることは、いうまでもなく鑑定書の評価の順序もそうになっている(鑑定書 第1の1、2および3の1)、4頁～6頁)。中村是公は、後藤新平とともに台湾から中国東北部(満州)における植民地統治の基礎を築き、さらに晩年東京市長となり、関東大震災の復興に尽力したことまでは史書、史料により明確にされている。関東大震災の復興事業の目的を「東洋文化ノ中心タル大都市建設」(鑑定書6頁、3の1))として取り組んだことだけでも、現在の東日本大震災のさなかにおののいている日本の国民にとって充分記念すべき存在ではある。

是公のこの都市計画、都市建設は、7年間にわたる満鉄時代(1906(明治39)～08(明治41)副総裁、1908～13(大正2)総裁。是公邸竣工は大正4年)の大連等の築落、インフラ整備等の経験が基礎となっている。さらに台湾での土地調査もこれにあたらぬとは言えない。従って、是公を評価する場合、厳密に言えば日清、日露という2つの戦争の性格とこの時代を生き延びた人々、すなわち近代史に係わった人々に対する評価が欠かせないのである。

さらに是公は、自らは官僚・政治家で実業家という世界に身を置きながら、夏目漱石と生涯の友であり、漱石を介して文化人との交流もあった。漱石が日清戦争、日露戦争に対していずれも消極的であったことは、作品その他の資料から充分うかがうことが出来るし、漱石をよく知る人々の間では定説になっているとあってよい。そうすると、日清・日露の戦果とされる台湾・満鉄をリードした中村是公との関係はどうなるのかという疑問も生ずる。明治・大正期に活動した知識人のなかでこのような矛盾を直接表現している者はごく少数である。大連は、欧米人が多数出入りする上海と並ぶ国際都市であったから、中村是公もまた国際的存在たらざるを得ず、事実そうであったのである。是公の足跡には未知の部分が多く残されているが、ロンドンやパリは訪れており、パリ滞在の時は、本人が好んだ馬を乗り回して新聞記者の目にとまり、記事になったというエピソードを残している。一言で言えば、是公は官僚・政治家・実業家でありながら、独特の文化的・国際的存在であり、近代の文化をさらに掘り下げて正確に研究しようとする人々、またそのことを期待している国民にとって欠かすことの出来ない今日的存在なのである。

このような人物が造り、居住した建物は、それだけでも充分歴史的価値、文化的価値を有することはいうまでもない。鑑定は、かかる視点と新しい資料（是公乗馬姿の写真等、5頁）をも吟味して、以下のとおり手堅く客観的な評価を行っている。「満鉄は鉄道のみならず・・・その適否はともかく、スケールが大きかったことは確かである。・・・これが後の関東大震災復興事業に貢献したことを忘れるべきではない。・・・近代及び近代知識人のキーマンとしてさらなる研究、解明が必要な今日性を有する。」

(2) 羽澤ガーデンの文化の国際性

中村是公及びその周辺が国際的性格を有していたことは前記のとおりであるが、第二次大戦後、羽澤ガーデンはGHQの指示によりその要人や外交官の妻女達に対する日本文化のカルチャーセンターになった。3年間程度とはいえ、連合国に対する日本文化発信の場となったのである。この持つ意味は重い。GHQには、ホイットニー准将傘下にニューディール派を中心とする知日派が配置されていることは、当時の資料（マーク・ゲイン著『ニッポ

ン日記』等) からすでに明らかになっている。羽澤ガーデンが日本文化発信の場としてふさわしいと判断出来るのは、日本文化をよく知る者でなければあり得ない。逆に言えば、そのような人物から羽澤ガーデンが選ばれたのである。中村是公の時代は、中国等のアジアはともかく、中村是公邸そのものがそうであるように、欧米文化の影響を受ける側であったのが、逆の側面の国際性を有することになった訳であるが、この点も鑑定は重視して、適切な評価を与えている（鑑定書「羽澤ガーデン・旧中村是公邸の文脈について」8頁以下）。

(3) 羽澤ガーデンの都市の文脈

文化財等の評価をする場合、それを単体のものとしてとらえるのではなく、邸宅であれ街並みであれ、それが存在するところがいかなる形成過程を経ているのか、鑑定書の言葉で言い換えれば、都市の文脈を歴史的に考察することが肝要である。この見地から、鑑定は、簡潔ではあるが的確な考察を行っている。

すなわち、江戸期には羽澤ガーデンの周辺、羽澤・広尾地域は「いもり川の河岸段丘にあり・・・樹林豊かな諸大名の屋敷が多く・・・明治時代になると、旧大名屋敷跡地は政府御料地となり、貴族屋敷、有力実業家・・・赤十字病院、軍の施設・・・となる。(略) この近傍にある羽澤ガーデンの敷地は、三井財閥の総帥と呼ばれた團琢磨が所有していた土地の一部であり・・・在日本メソヂストエビスコパル宣教師社団（青山学院の前身）が学校新設予定地として購入した。・・・しかし許可を得られず断念し、大正2年、中村是公が取得することになったものである。」（鑑定書 3の2）、6頁以下）

(4) 結び

以上の考察を充分ふまえ、羽澤ガーデンの建物と庭、みどりについて、総合的かつ詳細に検討したうえ、羽澤ガーデン（中村是公邸）は、重要文化財等指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）の建造物及び特別名勝の基準をそれぞれ満たしているため、建物と庭は一体として国の重要文化財、特別名勝に充分相当するという結論を導いている。その検討評価の経過は、鑑定書自身が充分明確にしているため、これを読むにしくはない。

また、みどり＝自然地の存否、態様、範囲についても同様である。
本書は、あるいは蛇足であったかもしれない。